

免許状授与願について（再授与の場合）※令和5年10月1日～

教育職員免許法第5条により、教育職員免許状の再授与の出願をする場合は、次の書類が必要です。

但し、期限切れを事由として失効した教育職員免許状(教育職員免許法別表第1、別表第2または別表第2の2に基づき香川県で授与されたものに限る)の原本または授与証明書の原本のいずれかの添付がある場合は、次のうち④～⑦の書類の添付については省略することができます。

- | | | |
|---|---|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 教育職員普通免許状授与願 2. 宣誓書 3. 履歴書 | } | <p>1～3までの書類の日付は統一しておくこと。
※すべての「証明書」の日付以後の日付とする。</p> |
|---|---|---|

- 卒業した大学等で取り寄せてください
- | | |
|---|---|
| } | <ol style="list-style-type: none"> ④. 基礎資格証明書等（卒業証明書、成績証明書、修了証明書、看護師、保健師、栄養士、管理栄養士の免許の写しなど） ⑤. 学力に関する証明書 <ul style="list-style-type: none"> ■免許申請用(成績証明書ではない)のものを取り寄せること。 ■原本提出。 |
|---|---|

⑥. 実務に関する証明書（教員の経験年数に応じて教育実習等の単位を振替する場合）

学校の種類		実務証明責任者
国立大学	大学附置の学校	大学の学長
	その他の学校	文部科学大臣
県立学校		県教育委員会 ※香川県立学校の場合、各校ごとの学校長の証明。
市町立学校		市町教育委員会 ※教育委員会としての証明。 ※複数の市町にわたる場合、各市町教委ごとの証明が必要。
私立学校		学校法人の理事長

※「職務内容」欄は具体的に記入【①担当教科、②特別支援学校…小学部、中学部、高等部の別】

⑦. 介護等体験証明書 原本提出。

平成10年4月1日以降の大学入学者で小学校又は中学校の免許状を申請する場合

※既に小学校又は中学校の免許状を授与されている場合は不要だが、

- 香川県で授与されている場合は、当該免許状の裏表コピーを提出すること。
- 香川県以外の都道府県で授与されている場合は、授与をした都道府県教委が発行した「免許状授与証明書」を提出すること。

- | | |
|---------------------------|--|
| <p>8. 基礎資格となる教員免許状の写し</p> | <ul style="list-style-type: none"> ■香川県で授与している場合は、裏表のコピー。 ■香川県以外で授与されている場合は、授与をした都道府県教育委員会が発行した「<u>免許状授与証明書</u>」 |
|---------------------------|--|

注意 婚姻等により本籍・氏名が、基礎資格証明書、教員免許状の写し又は免許状授与証明書、学力に関する証明書等と異なる場合は、戸籍抄本を添付すること。

裏面へ続く

○記入の際は、各用紙の「注」等をよく読み、正確に記入すること。

○訂正は、二重線を引いて訂正印を押印すること。修正液等の修正は認めない。

○手数料 … 「授与願」1枚につき3,300円

■同額の「香川県収入証紙」を購入し、指定の欄に貼付すること。

■県外在住で証紙が入手できない時は、同額の「郵便為替(無記名)」を購入し同封すること。
(※おつりの無いようにすること。)

○免許状の郵送を希望する場合は、返信用封筒(角型2号)に490円切手を貼付して同封すること。

【書類送付先・連絡先】

〒760-8582

高松市天神前6番1号 天神前分庁舎 8階

香川県教育委員会事務局 義務教育課

総務・免許グループ あて

TEL 087-832-3744

